

「御家石橋」の成立と相伝の経緯

MIYAMOTO, Keizo / 宮本, 圭造

(出版者 / Publisher)

The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute of Hosei University /
法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

NOGAKU KENKYU : Journal of the Institute of Nogaku Studies / 能楽研究 :
能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

113

(終了ページ / End Page)

140

(発行年 / Year)

2017-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013769>

【拠点企画…紀州獅子の復元】

「御家石橋」の成立と相伝の経緯

宮 本 圭 造

はじめに

秘曲として重く扱われながらも、現在は頻繁に演じられる能〈石橋〉だが、十六世紀末から十七世紀初頭にかけて、一時伝承が途絶えた時期があった。その後、寛永六年（一六二九）に時の將軍徳川秀忠によって復活され、以来、江戸時代を通じて、様々な演出の工夫を凝らした〈石橋〉が生み出されたことは、表章「能〈石橋〉の歴史的研究」（『能楽史新考』（二）、昭和六十一年、わんや書店）に詳しい。その一つが、本稿で取り上げる、紀伊藩で復曲された〈石橋〉である。江戸幕府での〈石橋〉復曲に刺激を受け、紀伊藩主・徳川頼宣（一六〇二〜七二）の命によって、寛永末年頃、紀伊藩独自の〈石橋〉が成立する。この約六十年後の元禄五年（二六九二）には尾張藩主・徳川光友の命で尾張版の〈石橋〉も初演されており、水戸徳川家を除く徳川御三家と徳川將軍家がそれぞれ、独自の〈石橋〉を持つに至った。このことは、江戸前期における〈石橋〉の伝承が、徳川家の威信と深く関わるものとして存在していた可能性を示唆しているように。

とりわけ、紀伊藩の〈石橋〉は、徳田隣忠の『御世話筋秘曲』が「御世話筋石橋無上の秘曲は序に有り」というように、獅子の舞にいたる乱序の部分に大きな特徴があり(前掲山中稿参照)、その点で、將軍家の〈石橋〉以上に正統な由緒を持つものと見られていた。加えて藩祖の徳川頼宣が、所作・衣装・作り物の細部にいたるまで自ら考案したという来歴から、紀伊藩のアイデンティティとも言うべき秘曲中の秘曲として、他の曲とは格別の扱いを受けている。

その〈石橋〉を、紀伊藩では「御家石橋」あるいは「御世話筋石橋」と呼んでいた。「御家石橋」とは紀伊徳川家の〈石橋〉の謂い、「御世話筋石橋」とは藩祖頼宣の御世話によって出来上がった〈石橋〉の謂いである。本稿は、その「御家石橋」がどのようにして成立したのか、紀伊藩においてどのように継承されたのか、また廃藩の後、その伝承はどうなったのか、といった問題を取り上げる。なお、文中では〈石橋〉と「御家石橋」という二つの表記を併用するが、能の曲名として用いる場合には前者を、紀伊藩独自の〈石橋〉という文脈の中で言及する場合には後者を使用することにした。

一、徳川頼宣と「御家石橋」

「御家石橋」の生みの親である徳川頼宣は、家康の十男にあたる。慶長七年(一六〇二)の生まれ。翌八年には水戸二十万石を与えられ、わずか二歳にして大名となるが、水戸の領国経営は家臣の三浦為春があたり、頼宣自身は一度も水戸に下ることなく、父家康のもとで幼少期を過ごした。そして、將軍職を秀忠に譲った家康が大御所として駿府城に移ると、頼宣もそれに付き従い、慶長十四年、水戸に代えて、駿河・遠江・三河五十万石を与えられている。

『大君言行録』によると、頼宣は「御器量天才にして」「五歳六歳の御時分より、東照宮の御膝本に御座候而文武の御物語を聞」いていたという。そのような英才教育の中で、頼宣は「文武之御事は申すに及ばず、詩歌茶道乱舞のみ

「能乱舞は觀世黒雪・今春太夫に奥儀を御聞なされし」とあり、觀世・金春の両大夫が指導にあたつたと伝えられている。

その頼宣の演能記録は、慶長十三年（一六〇八）七月五日、駿府の浅間神社において能を舞つたという『当代記』の記事に始まる。翌月の八月二十二日にも、駿府滞在中の將軍秀忠饗応能で、「高砂・田村・楊貴妃・鉄輪・舟弁慶・皇帝、以上六番」を、当時わずか七歳の頼宣が一人で舞っており（『舜旧記』）、その早熟ぶりが窺える。慶長十年代には、駿府を訪れた諸大名の饗応の席で、幼い頼宣に能を舞わせるのが恒例となっており、家康は息子達の中でもとりわけ頼宣のことを気に入っていたようである。それ故に、まだ幼い頼宣の将来が常に気がかりでもあった。慶長十五年、駿府城に息子の秀忠（頼宣の異母兄）を呼び寄せた家康は、「頼宣のことを宜しく頼む、自分が亡くなった後も別して引き立ててくれ」と訴えたと『当代記』は記している。果たして、元和五年（一六一九）、頼宣は駿府から紀伊に転封を命じられる。石高は五万五千石の加増であったが、家康と縁の深い駿河からの転封であり、事実上、左遷の趣が強い。家康から寵愛されていた頼宣が紀伊に転封となるには、元和二年に家康が亡くなって以後、実質的な政治権力を手に入れた二代將軍秀忠の意向が深く絡んでおり、頼宣もこの転封を心よしとしなかった。

かくして、頼宣は紀伊藩主となる。時に頼宣十八歳。紀伊入国に際して、頼宣は数名の能役者を引き連れるが、その内の七名は「駿府にて常陸介様へ進ぜられし役者」、すなわち駿府において頼宣の能の御相手を勤めるために、家康自ら召し出した役者であった（『御世話筋役者』）。その七名のうち、特に大橋次郎兵衛が、この後、「御家石橋」の成立に大きな役割を果たすことになる。『隣忠見聞集』によると、大橋はもと北条氏に仕えていた武士で、「幼年より太鼓を好み、今春古又右衛門弟子となり秘事口伝一事も残らず、わけて獅子を鍛錬し」という。その大橋から「獅

子に序有る事」を聞いた頼宣が、同じく御抱え役者の森田庄兵衛にも尋ねたところ、両者が伝える獅子の譜がぴったりと符合したため、頼宣は〈石橋〉の復曲に本格的に取り組む決意をするのである。もともと、当時の御抱え能大夫、日吉弥右衛門に問い合わせても、〈石橋〉の舞方がはつきりせず、大橋・森田が伝える譜に基づき、新たに型を作り、装束・作り物についても、種々、頼宣の創意工夫が加えられた。すなわち、『御世話筋秘曲』に、「段刻、段数分明ならず、元より序の仕方もなく、唯走り出て笛の唱哥も地ばかりにて無性なりし故、大橋・森田を元と遊ばされ、獅子は廿一通と御定め、序の秘曲に合はず足御組立て遊ばされ、幕の内、衣装、台寸法、置き所、花の寸法まで悉く御世話にて出来せし石橋なれば、他に曾て／＼知るべき事にあらず」とある。このようにして「御家石橋」は誕生を見るのだが、その成立の具体的な年時は定かでない。頼宣が〈石橋〉復曲にあたって舞方を尋ねたという「日吉弥右衛門」は、丹波猿楽の能大夫で、元和末年から寛永初年頃に紀伊藩の御抱えとなった人物である。また、笛の譜を尋ねられた森田庄兵衛休音は元和二年の生まれで、その父、森田長蔵は寛永九年（一六三三）に三十六歳で没している。もし、〈石橋〉復曲が寛永九年以前であれば、当然、森田長蔵のもとに問い合わせがあったであろう。しかるに、『御世話筋秘曲』には、「笛は森田庄兵衛休音に御聞き遊ばさる。休音親長蔵日雲、芸州毛利の侍、宍戸安芸守に習ひ得し獅子と、大橋寛えし獅子と符を合せし如くなり」と、森田庄兵衛休音に諮問があった由が見え、このことは、〈石橋〉の復曲が寛永九年以降であったことを暗示している。『御世話筋秘曲』の著者・徳田隣忠は、しばしば人名を誤るなど、その記述には全幅の信頼を置きかねるが、〈石橋〉復曲の経緯について記した文章には、特に大きな矛盾が見出せず、右の顔触れから、概ね寛永末年頃あるいは正保年間に「御家石橋」が成立したものと考えることができよう。それは、江戸城での〈石橋〉復曲後、およそ十数年後の出来事であった。また、『御世話筋秘曲』は、大橋から「獅子に序有る事」を聞いたことが、「御家石橋」成立の直接の契機であったと記している。この記事は、寛永六年に江戸城で演じ

られた〔石橋〕の獅子舞には、特に本格的な乱序がなかったことを示唆している。『御世話筋秘曲』が言うように、「元より序の仕方もなく、唯走り出て笛の唱哥も地ばかりにて無性なり」といった体のものであったと想像されるのである。その江戸城での〔石橋〕に対し、当家の〔石橋〕こそが本格のものであるという意識が、頼宣にも、そしてまた頼宣の命を受けて復曲に携わった御抱え役者にも、等しく共有されていたことと思われる。秀忠が命じた〔石橋〕への強烈な対抗意識を、ここに読み取ることも不可能ではないだろう。

『御世話筋秘曲』は、「十河氏」（後述）よりの聞き書きとして、「御家石橋」の初演に携わった御抱え役者のメンバーを次のように書き留めている。

南龍院様初て遊ばさせられ候御相手

笛 森田庄兵衛 剃髪名休音 元祖は長藏日雲、世に故笛といふ

小鼓 葛野茂右衛門 日楽の弟

大鼓 葛野九郎兵衛 法名日楽 これ元祖なり

太鼓 大橋次郎兵衛 剃髪円清

右の者にて初めて遊ばされしよし、脇、狂言は十河氏失念とてお話し

ここにはシテの名前が記されていないが、当然、頼宣自らが獅子を舞ったのであろう。寛永末年の復曲であったとすると、頼宣は四十歳を少し過ぎたあたり、という年齢であった。

二、貴志喜太夫と「御家石橋」

頼宣が創始した「御家石橋」は、その後、彼が特に最肩にしていた能役者、貴志喜大夫に伝えられることになる。

貴志喜大夫については、拙稿「猿樂貴志大夫考」(『上方能楽史の研究』、平成十七年、和泉書院)で取り上げたことがあるが、もともと紀北地方を拠点とする神事猿樂の大夫で、万治元年(一六五八)頃、紀伊藩の御抱え役者となり、初代藩主頼宣・二代藩主光貞の治世を通じて、精力的な活動を見せた人物である。流儀は観世流だった。その喜大夫が頼宣から(石橋)を伝えられた経緯について、『御世話筋秘曲』は次のように記す。

観世は元来御能の御師範の家なれば、黒雪時代までは毎々和歌山へ来りし由、或時粉川陽山へ成らせられ候御留守へ来り、直に粉川へ御機嫌伺として行き、御前へ罷出でお伽申上候折節、御意、喜志めへ獅子伝授せよとの御意有り、黒雪、畏り奉り候、然し獅子は家に中絶仕り、駿河に於いて家に中絶と申上げ、祖父、親、私まで仕らず候へば、喜太夫に教へ申す事仕り難く候と申上げければ、其儀はよく御存じ遊ばされし事なれども、喜志めは其方が弟子なれば、其方許すと無ければ、おれが教ふるト御意、黒雪、畏り奉り候

右に「黒雪」(観世身愛)とあるのは、年代から見ても、観世左近重清の誤りらしい。観世重清は寛文四年(一六六四)八月一日に和歌山の岩出にある頼宣の別館、岩出御殿で能を演じて以後、三週間以上にわたって和歌山に滞在している。すなわち、紀伊藩家老三浦家文書『留帳』(和歌山大学紀州経済史文化史研究所蔵)の同日条に、「勸世大夫、今度京都より直二岩手へ昨晩参候二付、今日御能被仰付」とある。ここに見える「岩手」御殿も、右の『御世話筋秘曲』に見える「粉川陽山」(粉川にあった陽山御殿のこと)も、ともに頼宣の別館であり、隣忠は両者を混同している可能性がある(隣忠の著書にはそのような混同がしばしば見られる)。右の逸話が、寛文四年に観世重清が和歌山を訪ねた当時のエピソードを記したものであることも考えられる。

『御世話筋秘曲』によれば、喜大夫が頼宣から(石橋)の手解きを受けたのは、十五歳から二十一歳までの六年間で、二十一歳の時に初めて(石橋)を舞ったという。喜大夫の生年は、同書に「大阪にての獅子は喜大夫五十一の歳なり」

とあるのに基づくと(大阪にての獅子)は元禄七年(二六九四)の大坂勸進能での(石橋)上演を指す)、正保元年(一六四四)。その喜大夫の二十一歳は、ちょうど観世重清が和歌山を訪れた寛文四年にあたっている。『御世話筋秘曲』の先のエピソードは、頼宣が喜大夫への(石橋)相伝を始めた時の逸話として見えるものであるが、後に徳田隣忠が十河源右衛門から(石橋)を相伝された際にも、家元の金剛大夫への挨拶は、相伝が一通り完了した後に行われており(『御世話筋秘曲』)、この時も、実際には相伝が完了した段階で、観世重清の了解を取り付けた可能性があろう。あるいは、観世重清が寛文四年に三週間以上和歌山に滞在した理由も、喜大夫の(石橋)初演と関わるものであったのかも知れない。

『隣忠見聞集』に、「獅子は勿体なくも喜太夫が足に御手をかけさせられ御教へ遊ばされし」とあるように、喜大夫に対する頼宣の指導は実に懇切を極めたものであったらしい。喜大夫が二十一歳にして(石橋)を習い終えた時、頼宣の年齢は六十三歳であった。年齢的にも、秘曲を相伝するのにぎりぎりのタイミングであったといえよう。その七年後の寛文十一年、頼宣は七十歳で没している。

喜大夫をとりわけ鼻頂にしていた頼宣の死は、喜大夫の活動に大きな影を落とすようになる。頼宣の後を継いだ二代藩主光貞は、京都出身の能大夫・渋谷三郎右衛門をもっぱら重用し、それに伴い、喜大夫の活動の場は次第に狭められていった。『隣忠見聞集』によると、ある時、藩主光貞が喜大夫に対し、(石橋)を渋谷三郎右衛門に相伝するよう命じたことがあった。しかし、この要請に対し、喜大夫は「南龍院様仰せ渡され、一子とても御意なくては相伝仕るなど仰せ渡され候へば存じもよらず、先君の御意之れ有らば相伝仕る可し」と返答したという。「御家石橋」の相伝は家元の統制外にあり、その相伝の権利を有しているのは、他ならぬ頼宣であった。故に、喜大夫は「先君の御意」すなわち頼宣の許可があれば、「御家石橋」を相伝してもよい、と返答したのである。しかし、その頼宣は当時

すでに故人となっていた。

二代藩主光貞の治世の半ばには、渋谷三郎右衛門の影に隠れて目立った活動が出来なかつた貴志喜大夫であるが、光貞の嗣子で、後に三代藩主となる綱教の室・鶴姫君（五代將軍綱吉の娘）が能を大変好み、紀伊藩の江戸屋敷で度々能を催したことから、喜大夫も江戸に呼ばれ、再び御用を盛んに仰せつけられることになった。三浦家文書の元禄期の日記には、江戸での喜大夫の活動記録が多く見られるが、その中に、喜大夫が〈石橋〉を舞ったことを伝える記事がある。『年中日記』元禄二年二月七日条に所見の「育御姫様御能見物」（育姫は二代藩主光貞の娘）の記事がそれで、記載の番組によれば、以下の配役で〈石橋〉が演じられたという。

一 喜大夫
 石橋 弥三郎 九郎二郎 長四郎
 茂右衛門 庄兵衛

シテの「喜大夫」は言うまでもなく、貴志喜大夫であり、その他の諸役は、ワキが高安流の石井弥三郎、大鼓が葛野九郎次郎、小鼓が幸流の伊藤茂右衛門、太鼓が観世流の永田長四郎、笛が森田庄兵衛であった。管見に入った紀伊藩における喜大夫の〈石橋〉の上演記録は右の一例のみであるが、後年、小鼓役者の小島閑了が「喜大夫相勤候石橋、先年 姫君様御覽被遊候節」に相手を勤めた由が、後述の『高村三郎右衛門書付控』に見え、喜大夫は少なくとも二度にわたって紀伊藩の御用で〈石橋〉を舞っていたことが確認される。

その喜大夫のライヴァルである渋谷三郎右衛門が、元禄五年、京都真葛原での勸進能で、〈石橋〉と同じく獅子舞の能である〈望月〉を舞って大きな評判をとったのに対抗し、喜大夫もまた、元禄七年四月、大坂道頓堀での勸進能で〈石橋〉を舞うことを計画する。『隣忠見聞集』に、その間の経緯が詳しい。すなわち、師家である観世大夫に対しては、「石橋を仕り候様にと上の御内証にて石橋仕り候」と、藩主の意向に基づいての上演と偽り、一方、藩主に対し

ても、「私今度石橋仕り候へかしと観世内々有之に付番附にのせ申候」と偽って勝手に事を進めたという。果たして、観世家より、〈石橋〉を勧進能に取り上げた先例はなく、喜大夫の〈石橋〉上演を認めては観世家の疵になる、との苦情が入り、喜大夫の嘘が露見。演能の直前に、紀伊藩から〈石橋〉の上演を取りやめるよう命じる飛脚が到着するが、喜大夫はその通達を見た上で、演能の順序を繰り上げて、〈石橋〉上演を強行した。『隣忠見聞集』の略本である『猿楽大夫根元記』（国立国会図書館蔵）に、この時の詳細な番組が収められている。五日目に演じられた〈石橋〉の役付を以下に掲げる。

| | | |
|-----|------|------|
| 喜大夫 | 七兵衛 | 庄五郎 |
| 石橋 | 旦柳 | 長左衛門 |
| 間 | 岸本惣助 | 勘十郎 |

喜大夫以外の配役は、ワキが春藤流の松井旦柳、大鼓が葛野流の藤宮七兵衛、小鼓が幸流の小島勘十郎。太鼓の「庄五郎」は不明。笛の「長左衛門」は、森田流の清水「長右衛門」のことかと思われる。このうち松井旦柳は紀伊藩の元御抱え役者であったが、当時すでに御暇となっていた。その他の素姓が明らかかな能役者は全て紀伊藩御抱え役者であり、勧進能での〈石橋〉上演にあたって、紀伊藩の御抱え役者が動員されたことが知られる。つまり、勧進能そのものが、紀伊藩の全面的なバックアップを得ての催しであったと考えられるが、その紀伊藩の中止命令を無視し、喜大夫は〈石橋〉を強行上演した。その結果、藩から不届きの儀を咎められ、「家業御停止」と「十四ヶ国」の所払いを命じられるのである。

その後、喜大夫はしばらく大津に逼塞するが、毘沙門堂門跡の取り成しによって、京・大坂の所払いを免除され、さらに、門弟の竹村孫之進の援助によって、徐々に演能活動再開の動きを見せ始めるようになった。すなわち、『隣

忠見聞集』に「京大坂にて稽古と名付け、喜太夫能をせし由、其上禁中にても御能勤めしとやらん」と見える。当時、喜大夫は家業停止を命じられていた。稽古と称して隠れて能を舞うことはあっても、禁裏能のような目立つ場所に出演することは流石に有り得ないと私は考えていた。『隣忠見聞集』も「御能勤めしとやらん」と不確かな伝聞として、この情報を取り上げている。しかしながら、喜大夫が禁裏能に出演したのは事実であるらしい。すなわち、京都府立総合資料館蔵「大西家文書 乙」に、伏見稲荷社社家大西親友の日記『日次』があり、その元禄十一年十月条に次のような記事が見えるからである。

十二日壬丑晴、御能御見物所、於紫震殿ニ被構候、ヨリテ惣詰、入夜テ帰宅

十四日乙卯晴時々小雨、御能有之、太夫喜志喜太夫、仙洞御幸、卯下刻、松平紀伊守来、同

十五日丙辰晴、紫震殿之仕舞、惣詰、未半刻帰宅

元禄十一年十月十四日に禁裏能が行われたことは、『勸慶日記』や『常子内親王日記』にも見えるが、そこには演者の記載がない。しかるに、右の『日次』には、「太夫喜志喜太夫」と、喜大夫の所演であることが明記されている。しかも、この催しには、京都所司代の松平紀伊守も同席していた。家業停止の禁を破って喜大夫が禁裏御所で能を舞ったという噂が、遠からぬうちに松平紀伊守を通じて紀伊藩主の耳にも入るであろうことは、容易に予想されただろう。その後、どのような事態になるかは、喜大夫も当然理解していたはずであり、それを覚悟した上での行動だったと思われる。

果たして、喜大夫は和歌山に呼び戻され、紀伊藩田辺領において入牢の処罰を受けることになる。その年時は定かでないが、『田辺町大帳』元禄十二年正月二十五日条に、「囚人壹人、来廿七日、当地へ参候(中略)囚人ハ能太夫ノ岸喜太夫ニ而有之由、被仰聞候」と、「能太夫ノ岸喜太夫」が囚人として田辺に移送される由が見える。収監された時

期からすると、元禄十一年十月の禁裏能出勤が直接の原因であったと見て間違いない。なお、喜大夫の没年は、これまで元禄十年とされてきた(表章・天野文雄『岩波講座 能・狂言』第一巻ほか)。「隣忠見聞集」に「右喜大夫が事、某十六の年より廿一までの内ゆゑ、見聞の通りを書留め置くものなり」とあるのに基づき、徳田隣忠二十一歳の元禄十年を喜大夫の没年と推定したものであるが、右の記録に見るごとく、元禄十二年までは存命であったことが確実にあり、通説は修正を要する。

紀伊藩田辺領に押し込めとなった喜大夫であるが、『田辺町大帳』や『田辺万代記』によると、喜大夫は通常の牢屋ではなく、座敷牢に入れられたようである。家業停止の禁を破ったとは言え、藩祖頼宣の寵愛を受けた元御抱え能大夫に対し、それなりの扱いがなされたということになろう。しかも、座敷牢の家屋敷の普請料は藩主から支給されている。『田辺万代記』の該当記事を以下に引用する。

同廿九日朝、若山御奉行組式人、志賀組大庄屋と来、御能大夫岸喜大夫、田辺御預二成、一兩日之内參筈、座敷籠之家普請仕由、則若山も被仰越、松本彦助殿御指図有之筈、林六郎左衛門殿被仰聞、八郎左衛門肝煎にて袋町喜三郎借屋へ入レ候筈(元禄十二年正月二十九日条)

同五日、おの崎完家座敷籠出来二付、岸喜大夫入申候、普請料 殿様御賄、御奉行組式人井出伊太夫・井閑恵右衛門立合相済、若山へ帰り被申候(同年二月五日条)

『隣忠見聞集』は、「田辺へ番に行し者」の談話として、「田辺におし込められ」た後も、喜大夫が「朝看経の上にて獅子を一遍づ、毎日懈怠無く舞」ったことを伝えている。それほどに喜大夫にとって〈石橋〉は特別な曲だったのである。その後、能界に復帰することもないまま、喜大夫は田辺の地で生涯を終える。『田辺町大帳』元禄十二年二月二十二日条に「岸喜大夫煩申二付、目良新斎遣シ申様二被仰付」とあるのが、管見の限り、喜大夫の動向に触れる最

後の記録ということになる。

三、喜大夫から十河源右衛門への〈石橋〉相伝

喜大夫には実子がいなかった。そのため、紀伊藩御抱え能大夫としての貴志家は、喜大夫の代をもって絶えることになる。その喜大夫が、藩主の命令にもかかわらず、同じく紀伊藩御抱え能大夫である渋谷三郎右衛門への〈石橋〉相伝を拒絶したことは、既に述べた。喜大夫が失脚して能界から追放処分となった時、「御家石橋」の伝承もそのまま失われてしまう危険性を孕んでいたといえよう。もともと、実際には、これ以前に喜大夫から十河源右衛門（一通）への〈石橋〉相伝が行われており、その伝承が途絶えることはなかった。『御世話筋秘曲』によれば、この間の経緯は次の通りであったという。

私相勤め候石橋は御相伝仕り難く候(中略)南龍院様御意に、一子たりとも上よりの御意これ無くては相伝仕るまじく候旨申聞かし候へと御意の趣(中略)高林院様へ右の段御申の処、高林院様御前へ喜太夫を召し、其方が覚え居り候石橋御習ひ遊ばされたく思召す、教へ申すべくやト御意、喜太夫、此石橋 南龍院様御意無くば一子たりとも教へ申すなどの御事故、余人へ相伝は仕らず候へども、御前へ申上候義は、恐れながら 南龍院様へ返上奉る道理にも御座候はん間、畏り奉り候と申上げ 高林院様御稽古に御かかり遊ばさるる時に、御意に、御不堪に御座遊ばさるるにより、急に御覚え遊ばされかね候、十河儀、其方弟子に候得へば、御稽古の場へお入れ遊ばされ、見習はせ、寄り々々御内証にて御稽古遊ばさるべしとの御事にて、十河氏へ喜太夫下地を教へ、表は 高林院様より御伝受と建てし十河氏の石橋なり。

すなわち、喜大夫は「一子たりとも御意なくして相伝すべからず」との頼宣の遺言に従って、〈石橋〉相伝を拒んだ

が、「御前へ申上候義は、恐れながら 南龍院様へ返上奉る道理にも御座候はん」と、高林院すなわち綱教に相伝することにについては了承し、表向きには喜大夫から綱教へ相伝の形を採りながら、実際には、稽古補佐として相伝の場に同席した十河源右衛門へ稽古をつけるという形で、源右衛門への実質的な相伝が行われたのである。

十河源右衛門は『御世話筋秘曲』に「幼年より喜太夫弟子にて、能仕舞稽古器用の所、高林院様御小姓に召出され、観世太夫門弟に成り」と見える人物である。三浦家文書『年中日記』にも、元禄八年正月十七日、同三十日と、和歌山城西之丸での「御慰之御能」で大夫を勤めた記録が見え、小姓役者としてそれなりの活躍を見せていたようである。問題となるのは、喜大夫が十河源右衛門に〈石橋〉を相伝した年時である。『御世話筋秘曲』は、源右衛門が〈石橋〉を相伝された当時の観世大夫について、「其時の観世太夫は十郎左衛門」と記している。十郎左衛門は観世左門重賢のことであり、重賢が観世大夫に就任したのは天和二年（一六八二）、家督を養子の織部重記に譲って隠居するのは貞享三年（一六八六）であった。また、『南葵謡曲沿革史』（昭和八年、帯伊書店）所引の十河氏の系譜によると、十河源右衛門は諱を知教といい、寛文九年の生まれで、貞享元年に光貞の小姓に召し出され、翌貞享二年三月、綱教の小姓になったという。従って、『御世話筋秘曲』の記述をそのまま信じるならば、源右衛門への〈石橋〉相伝は、貞享二年から三年の出来事ということになる。『御世話筋秘曲』はまた、「姫君様、十河に石橋仰付けらるべしとの御沙汰、十河氏喜太夫に御相談に及ぶ」と、これ以前に鶴姫君（綱教室）から源右衛門に対し〈石橋〉の所望があった由を伝えている。その鶴姫君が綱教に嫁いだのも貞享二年二月であり、貞享二、三年頃に源右衛門への〈石橋〉相伝をめぐる大きな動きが起こっていたことは十分に考えられよう。貞享二年当時、源右衛門は十七歳であり、それは喜大夫が〈石橋〉の稽古を始めた年齢ともほぼ同じであった。

源右衛門の〈石橋〉相伝については、『高村三郎右衛門書付控』（檜書店蔵）にも興味深い記述が見える。この『高村

『三郎右衛門書付控』は、高林吟二「北流遡源一考」（雑誌『喜多』昭和十一年十月号）が「金子君蔵の高村の書上」として用いている資料と同一のものらしく、表章『喜多流の成立と展開』（平成六年、平凡社）でも、喜多家の歴史を物語る重要な資料としてしばしば用いられている。表氏は現所蔵不明とされているが、高林氏の引用記事を参照するに、「高村の書上」と檜書店現蔵の『高村三郎右衛門書付控』とは同一の本と見てよからう。その『高村三郎右衛門書付控』はまた、「御家石橋」の伝来を知る上でも貴重な資料である。『御世話筋秘曲』と内容が重なるところも多いが、それを補う情報も散見する。例えば、喜大夫から源右衛門への（石橋）相伝について、次のようにある（「一通」とあるのが源右衛門）。

貴志喜太夫、石橋之儀、他へ伝受難仕品之段、高林院様達 御耳候二付、高林院様江喜太夫御相伝申上候を、則 高林院様、一通ニ御伝授被遊候、其後、於御上屋鋪 姫君様御慰御能之節、一通覚候石橋、御覽可被遊との御事ニ付、右石橋、観世方より免不申候而者、四座之者共相手ニ難成候付、高林院様御指図被遊、一通、観世十郎左衛門方へ罷越、免を請。

『御世話筋秘曲』とはほぼ同様の内容が書かれているが、上屋敷での姫君様御慰み能における（石橋）上演に言及する点が注目されよう。この御慰み能の年時は定かでないが、『高村三郎右衛門書付控』の後続の記事に、太鼓役者瀬本意玄の談話として、「十河一通、石橋先年 御上屋敷にて御内証御能之節、清水長右衛門・永田長四良・意玄、三人ニ而相勤候様ニと被 仰出相勤申候」とあり、囃子方として清水長右衛門（笛）・永田長四郎（太鼓）・藤宮意玄（大鼓）の三人が出演した由が見える。もう一人、「又右衛門」（小鼓・下村又右衛門）が出演するはずであったが、「右之節ハ又右衛門、石橋伝授不仕候付、小鼓なし」という略式の形で演じられた。源右衛門の（石橋）の上演記録は、この一例を知るのみである。

元禄十二年頃に貴志喜大夫が亡くなって以後は、源右衛門が「御家石橋」を伝える唯一の伝承者であった。しかし、その源右衛門も、元禄十五年には隠居、宝永四年（一七〇七）には薙髪して一通と改名、すでに活動の一線から退いていた。「御家石橋」はまたしても、断絶の危機に直面するのである。

四、徳田隣忠への相伝

その「御家石橋」の伝承を辛うじて繋ぎとめたのは、五代藩主・吉宗であった。正徳四年（一七一四）頃から、「御家石橋」の復活に向けた動きが本格化する。『御世話筋秘曲』によれば、同年五月二十三日、吉宗は江戸中屋敷に喜多七大夫を召して〈石橋〉を舞わせ、その様子を紀伊藩の御抱え役者に見取らせることにしたという。そして後日、徳田隣忠・高村郷大夫・下村又右衛門・小島勘十郎・瀬本市之助に対して、喜多七大夫が演じた〈石橋〉と貴志喜大夫が演じた〈石橋〉との間に「替り目も無きや、又替りめ有之や」とのお尋ねがあった。これに対し、郷大夫・又右衛門はともに、喜大夫の〈石橋〉についてはよく分からない、という返答であったが、勘十郎は「私喜太夫石橋一度も勤め申さず候へばしかと覚え申さず候へども、親閑了は毎度相手になり候に付、私へ申聞け置き候、他の獅子とは殊の外違目有之候」と、かつて喜大夫の〈石橋〉で何度も共演した父親の閑了の発言を携えて、「他の獅子とは殊の外違目有之」と報告している。また、瀬本市之助も、「喜太夫仕候獅子と此頃の七太夫獅子とは天地黑白の違ひ、第一七太夫獅子には序御座無き致し方、囃子のはやし様、秘事口伝一つも見え申さず候、似もつかぬ獅子にて御座候と申上げ、七太夫致し候今度の獅子は望月と同断と見え候」と同様の返答で、両者が「似もつかぬ獅子」であったことを申し上げている。

この二人の返答は、『高村三郎右衛門書付控』にも見えるので、こちらも以下に引用する。『御世話筋秘曲』とは、

少しずつ表現が異なるが、『高村三郎右衛門書付控』の記事の冒頭に「小栗源太夫殿先年石橋之儀御取扱之控左ニ留置」と注記があるところを見ると、こちらの方がより公的な性格の記録であるらしい。以下の記事の日付は正徳四年七月四日となっている。

一、閑了へ相尋候処、喜大夫相勤候石橋、先年 姫君様御覽被遊候節、且又於大坂勸進能仕候節と兩度相手ニ罷成候、幸清方ニ而致伝受候囉子方、少も無違能合申候、先年江戸於 御城、中条丹波守殿石橋被相勤候節、後見ニ罷出、致見物候、丹波殿石橋者、草之石橋ニて候と幸清なとも申候、喜大夫石橋とハ違申候と覚申候
(略)

一、意玄ニ相尋候処、喜大夫相勤候石橋、先年御下屋敷ニ而稽古能被 仰付候節、并於大坂、勸進能仕候節と、兩度相手ニ罷成候、好雪方より伝受仕候囉子方ニ少も無違、能合申候、且又十河一通石橋、先年 御上屋敷にて御内証御能之節、清水長右衛門・永田長四郎・意玄三人ニ而相勤候様ニと被 仰出相勤申候、其節も喜大夫相手ニ成候節之通、囉子方相勤候処、段間等迄、相違無御座、殊之外首尾能相濟申候、右之節ハ又右衛門、石橋伝授不仕ニ付、小鼓なしに相勤申候由、意玄申候旨、一郎左衛門方も申来。

こうして「御家石橋」の復活に向けた動きが始まる。『御世話筋秘曲』には記載がないが、『高村三郎右衛門書付控』の七月二十九日条によると、「御家石橋」の唯一の伝承者である十河源右衛門から、「御意ニ而候ハ、何れ成共伝授可致」との返答が届いたのを受けて、高村郷大夫・高村郷助・徳田藤左衛門の三人が被相伝者の候補者として挙がる。しかし、高村郷大夫はすでに金剛又兵衛から〔石橋〕を相伝されており、また、高村郷助も、父郷大夫から〔石橋〕の相伝を受けていたため、それならば、いまだ〔石橋〕の伝授を受けていない徳田藤左衛門に、ということになり、徳田藤左衛門すなわち隣忠が「御家石橋」の被相伝者に選ばれたという。当時の三人の年齢は、高村郷大夫が三十九

歳、郷助が二十三歳、隣忠が三十八歳であった。(石橋)の伝承を後世に受け継ぐということを最優先するならば、最も若い高村郷助が選ばれてもおかしくはなかった(しかも郷助は九十四歳まで生きていた)。にもかかわらず、隣忠が選ばれたのは、他家の(石橋)の型と「御家石橋」の型とが紛れてしまうのを避けるための処置であったのだろう。ともあれ、高村家に次ぐ二番手の能大夫の地位にあった隣忠にとって、思いも寄らぬ形で大役を仰せつかることになるのである。

翌正徳五年五月九日、江戸に詰めていた御抱え役者は休足を申しつけられ、隣忠もまた和歌山に戻った。六月二日に江戸を発ち、和歌山に到着したのは同月十五日。そして、和歌山の源右衛門の屋敷において、(石橋)の厳しい稽古を受けることになる。『御世話筋秘曲』に、その稽古の過程が克明に記されているが、これは「御家石橋」の相伝の記録であると同時に、江戸期の能稽古の実態を伝える貴重な証言でもある。稽古は二ヶ月ほどで終了し、八月二十三日に総仕上げとして、試演が行われた。囃子方は永田四郎三郎(笛)、小島勘十郎(小)、安井平左衛門(大)、瀬本市之助(大)の面々である。その後、九月一日に和歌山を発足して、十四日に江戸着。翌日には、御屋敷に赴き、「御家石橋」の伝授が無事済んだ旨の報告をしている。

翌年の享保元年(二七一六)閏二月三日、隣忠は江戸中屋敷で(石橋)を舞った。『御世話筋秘曲』によって、配役を示す。ワキは余田新右衛門、大鼓は藤宮七兵衛、小鼓は小島勘十郎、太鼓は瀬本市之助、笛は清水丈助、狂言は松井市左衛門であった。

| | | |
|-------|-----|-----|
| 藤左衛門 | 七兵衛 | 市之助 |
| 石橋 | 勘十郎 | 丈助 |
| 新右衛門 | | |
| 問市左衛門 | | |

その二年後の享保三年十二月九日には、和歌山下屋敷において、同じく〔石橋〕を勤めている。配役は以下の通りであった。ワキは平野勘兵衛、大鼓は伊藤平九郎、小鼓・太鼓・笛・狂言は右に同じである。

| | | |
|-------|-----|-----|
| 藤左衛門 | 平九郎 | 市之助 |
| 石橋 | 勘兵衛 | |
| 問市左衛門 | 勘十郎 | 丈助 |

隣忠に〔石橋〕を相伝した十河源右衛門が亡くなったのは、この五年後のことである。行年は五十五歳。もし、「御家石橋」の復活が数年遅れていれば、そのまま伝承が途絶えていてもおかしくない状況であったが、今回もまた、際どいところで、後世に受け継がれたのである。

五、江戸後期の「御家石橋」

「御家石橋」復活の立役者となった五代藩主吉宗は、江戸中屋敷での〔石橋〕の復活初演を見た後、隣忠を召して「尚々此以後退転無之様に末々役者共取失はぬやうに常に申聞けよ」と声を掛けている。もともと、度々退転の危機に直面した「御家石橋」を確実に後世に伝えるための、具体的な方策を吉宗が直接指示することはなかった。というのも、このおよそ三ヶ月後、七代將軍家継の逝去を承けて、急遽、吉宗は紀伊藩主から八代將軍に就任することになったからである。

「御家石橋」の相伝に関して新たな動きがあったのは、それから十七年後の享保十八年のことである。『御世話筋秘曲』によると、同年三月、徳田隣忠と高村三郎右衛門の二人が和歌山城の御用部屋に呼び出され、小栗源太夫から「其方十河一通より伝授の獅子、高村三郎右衛門へ相伝仕り候へと 御意に候、忰十郎左衛門へは勿論相伝仕り候へ

と御意の趣」を申し渡されている。すなわち、高村三郎右衛門・徳田十郎左衛門の兩名への相伝が命じられたのである。隣忠は「御意と有之候上は尤も違背仕る可き義にあらず」と渋々承知の旨を返答したが、この突然の申し渡しに困惑を隠せなかったようであり、「三郎右衛門へ相伝仕り候上は、先御代仰せ付けられ候品は、此上私相勤むるに及ばず、三郎右衛門へ御世話筋の石橋相渡り申す儀に候や」と、あからさまな反発を見せている。それに対する小栗源太夫の返答は次のようなものであった。「其方は石橋の元なれば已後相止め三郎右衛門へ譲り候へとの御義にては曾て無し(中略)三郎右衛門へ相伝致し、其方石橋を停止と申すにてはなきぞ、必ず了簡違ひ無之やうに」。

隣忠がこれほどまでに強く反発した理由が何処にあったのかは、もちろん推測の域を出ないが、隣忠は高村三郎右衛門のことを「癩癩持ち」(『御世話筋秘曲』)と呼んでおり、そもそもこの二人は感情的に反りが合わなかったらしい。もつとも、この時の「御意」すなわち藩主宗直の命が意図するところは、単に、これまで隣忠一人によって伝えられていた「御家石橋」を、高村と徳田の両方の家に相伝することで、退転を完全に防止するということであつたらう。

それはちようど、將軍家の血統保持のために、吉宗が新たに田安徳川家・一橋徳川家の分家を立てたのと同じ発想で、「御家石橋」を二家で相伝するという案がそもそも、吉宗の発案であつた可能性も考えられるのではなからうか。

三月十五日、高村三郎右衛門は徳田隣忠に「御家石橋」伝授のための神文を差し入れている。すなわち、『高村三郎右衛門書付控』に次のようである。

同三月十五日、藤左衛門方へ神文差入ル

同日より石橋稽古相始候、右神文之控

誓約文前書之事

一、南龍院様御世話二被為遊、喜志喜太夫相勤申候石橋、高林院様巖命二而十河一通伝受被申候ヲ、先御代

以嚴命、御自分へ一通より相伝之処、今度 当殿様依 嚴命、拙者江相伝之秘曲、一字一言他見他言仕間敷候、御意ニ而能相勤候節者、何ヶ度ニ而も格別之事ニ候、御意無之してハ堅ク相勤申間敷候、尤先規之定之通、一子相伝之極秘之旨、堅ク相守リ可申候

一、此石橋秘曲、他流ヲ交候而相勤候事、致間敷候、若々上之御用ニ而無之時ハ、一子とても相伝不申、御自分へ御断申入、世ニ断絶致候様ニ相心得可申候、右之條々於相背者

午王

日本国中之大小神祇別而氏々神可蒙御罰者也、依而如件

高村三郎右衛門血判

享保十八年丑ノ三月十五日

徳田藤左衛門殿

もつとも、『御世話筋秘曲』によれば、三郎右衛門は「形覚えしまで」のところ稽古を終え、「御家石橋」を舞うことは一度もなかったという。一方、隣忠の実子の十郎左衛門は、寛保三年（一七四三）と延享二年（一七四五）の二度、〔石橋〕を勤めたことが、『御世話筋秘曲』に見えている。配役は以下の通りで、ワキは藤田、大鼓は伊藤、小鼓は小島、笛は永田、狂言は松井であるが、太鼓の「嘉右衛門」「庄五郎」はいずれも姓不明である。

寛保三年二月十九日

| | | |
|-------|-----|-------|
| 十郎左衛門 | 平九郎 | 嘉右衛門 |
| 石橋 | 藤三郎 | 四郎左衛門 |
| 伊右衛門 | | |
| 間一兵衛 | | |

延享三年二月十一日

| | | |
|-------|------|-------|
| 十郎左衛門 | 平九郎 | 庄五郎 |
| 石橋 | 伊右衛門 | |
| 間市兵衛 | 勘十郎 | 四郎左衛門 |

これ以降の紀伊藩における「御家石橋」相伝の経緯については、『御世話筋秘曲』『高村三郎右衛門書付控』のような記録が伝わらず、詳細を窺い知ることは出来ないが、おそらくはこれ以降も、高村・徳田の両家によって代々継承されたのであろう。もともと、〈石橋〉を舞ったのは、この両家の大夫だけではなかったらしい。というのも、八代藩主・徳川重倫が、自ら〈石橋〉を舞った事実が確かめられるからである。すなわち、紀伊藩御抱え笛役者永田家の『先祖書』（和歌山県立文書館蔵）に「天明六年二月六日夜、大殿様、望月・石橋、御稽古被遊候二付、被為召、御相手被仰付、凡五十遍程も被遊相勤申候、其後、望月・石橋、拾二度被 仰付」と、重倫が頻繁に〈石橋〉を舞っていたことが見える。重倫は安永四年（一七七五）に三十歳の若さで藩主を退任。以後、能に夢中になり、「百五拾番、何ニテモ被遊候」（『南紀徳川史』）と言われるほどの耽溺ぶりを見せた。彼が〈石橋〉を舞ったのも、隠居後のことと思しい。山崎楽堂「御家石橋」（『謡曲界』第二十六卷六号）が言及する小島文書（『聞書 二』の内）にも、作り物台の置き所に関する記事の中に、「天明六年四月廿二日、大殿様被遊候石橋台置様如斯」と見え、天明六年（一七八六）、重倫の〈石橋〉上演が確認される。もともと、頼宣を除く歴代藩主の中で、〈石橋〉を舞ったことが確認されるのは、重倫の一人であり、「御家石橋」の伝承に藩主がどのように関わっていたのかは、いまだ十分に明らかになっていない。

これ以後の紀伊藩における〈石橋〉の上演記録で管見に入ったのは、天保十二年（一八四二）正月の「大納言様・一位様御位階為御祝儀大御能」のみである。北一夫氏旧蔵文書（和歌山県立文書館蔵）中の番組によると、この時の「大御

能」は三日間で、その二日目に〔石橋〕が演じられている。以下、配役を記しておく。シテは高村、ワキは平野、大鼓は伊藤、小鼓は小島、太鼓は永田、笛の庄五郎は姓不明である。

| | | |
|-----|-------|-----|
| 安五郎 | | |
| 石橋 | 勘之右衛門 | 平九郎 |
| 間 | 松井鹿太郎 | 藤三郎 |
| | | 庄五郎 |
| | | 清兵衛 |

六、近代の「御家石橋」の伝承

紀伊藩の中で伝承されてきた「御家石橋」は、明治維新の廃藩によって退転の危機に曝される。「御家石橋」の伝承者であった紀伊藩の御抱え役者も、維新後の混乱に能役者を廃業し、和歌山の地を離れるものが少なくなかった。しかし、近代に入っても、細々と伝承の糸が繋がっていたことを示す資料がある。その一つが、観世文庫蔵「大橋流太鼓獅子欄序預状」である。これは、和歌山県の瀬本三津平孝興が大阪の観世流シテ方、生一左兵衛・庸に宛てて、紀伊藩〔石橋〕の欄序の秘伝を預ける旨を記した書状で、明治二十二年五月の年記がある。拙稿「観世文庫の文書77大橋流太鼓獅子欄序預状」『観世』平成二十八年八月号参照。すなわち、「一、徳川頼宣郷御流儀／一、御家石橋獅子欄序并大橋流太鼓獅子欄序配り并笛大小共」について、「右此度其許御家江御預ケ申候間、御入用之節者、御勝手次第御勤可被成候也」と申し送っている。「御家石橋」は紀伊藩でのみ演じられ、その伝承も公儀御役者の家元の管轄外にあった。本書状が「徳川頼宣郷御流儀」「大橋流」などと称するのは、そのためである。「大橋」は紀伊藩の太鼓役者、大橋次郎兵衛で、「御家石橋」の伝承に大きな役割を果たしたのが、この大橋であったことは前述のとおりである。もともと、同家は二代で絶えたため、大橋流獅子欄序の伝承は、弟子である瀬本市之助に受け継がれることに

なった。『隣忠見聞集』にも、「獅子の秘曲は似我より古又右衛門へ伝はり、古又右衛門より大橋へ附属し、大橋より瀬本へ伝へし事なり」とある。その瀬本市之助の後裔にあたるのが、本書状の差出人、瀬本三津平であった。

これまで見てきた(石橋)所演の記録によると、太鼓を勤めたのは瀬本市之助だけでなく、観世流太鼓方の永田長四郎が勤めた例も散見する。しかしながら、「御家石橋」の囃子についての伝承を、瀬本家が管理していたというのは確かなようである。すなわち、紀伊藩御抱え幸流小鼓役者小島家の旧蔵と思しき『天(小島昌賞書留)』(関西大学図書館新生田文庫蔵)に「御家石橋小島家獅子之由来書」と裏書のある一通の文書が添付されているが、そこには次のように記されている。

此節御支配方上野七大夫殿

一、御家御家中一統御道具御預り之品書付出し申候様被 仰出、寛政九巳十月十一日、御支配方申来り拝領物之儀、十二日罷出御支配方江我等御尋申上候所、拝領之品ハ書付上候ニハ不及義与申事ニ候、筏御筒之事書付出し不申候、同十四日、瀬本市之助被參、 御家獅子之儀、 上被 仰渡之由来書付本見せられ候、本御家獅子之相方、閑了ト打合有之候ニ付、小島家ヨリ 上江奉願、御家之獅子伝授仕度と申事なし、外之囃子方ハ 上江奉願、御家ノ獅子、市之助方へ神文入レ伝授致候事ニ候、小島家斗、市之助方へ神文入レ不申、何もかもひなく手前ニ而親々致伝授候事ニ候、当市之助も十四日ニ被參申ス、閑了ト親市之助、最初勤来り候故、 上江御願之事無之ト申候、瀬本へ其節望も不致、手前ニテ親々伝受致候

小島虎八

寛政九巳十月十五日

昌賞(花押)

これによれば、「囃子方」の役者は、「御家石橋」の伝授に際し、御上に願ひ出た上で、瀬本市之助に神文を差し入

れていたらしい。もともと、小鼓の小島家だけは、貴志喜大夫の（石橋）でも相手を勤めた小島勘十郎閑了以来、代々、「御家石橋」の譜が相伝されていたため、瀬本に神文を差し入れることはなかったという。

その瀬本が伝えていた「御家石橋」の乱序の譜は、明治二十二年五月になって、大阪の観世流シテ方の生一家に伝えられたのであるが、なぜこのタイミングで「御家石橋」の乱序の譜を瀬本が譲り渡すことになったのか、その具体的な経緯は定かでない。ただし、坂元雪鳥「大阪から帰つて」（『能楽画報』大正九年十二月号）には、当時の生一左兵衛（大橋流太鼓獅子欄序預状）に見える生一庸の談として「先代左兵衛氏の代に、紀州では絶滅するといふので、紀州家の能支配方か誰からか沙汰があつて預かつたのだ相だ」とあり、瀬本の方から「御家石橋」の譜を預かつてほしいという話を持ち掛けられたらしい。瀬本が維新後も引き続き太鼓役者として活動していたかどうか、現在のところ不明である。ただし、近年、大阪の金春流太鼓役者・橋本家の後裔の方から能楽研究所に御寄贈いただいた資料の中に、ごく僅かであるが、瀬本家の旧蔵ではないかと思われるものが含まれる。「弘化四丁未年写之／瀬本源之丞孝興」と奥書のある『太鼓頭附（仮題）』も、その一つである。諱「孝興」が先の「大橋流太鼓獅子欄序預状」と共通するから、幕末の瀬本源之丞と瀬本三津平とは同一人物であろう。この資料は、瀬本家と大阪の橋本家との間に何らかの交流があつたことを示唆しており、瀬本が維新後、大阪に出て演能活動を続けていた可能性も考えられよう。あるいは、生一との縁も、その際に生まれたものではないだろうか。なお、橋本家寄贈資料の中には、「太鼓頭附大橋」と題する「御家石橋」の乱序の譜が残されており、これが瀬本から生一に相伝された乱序の譜と同じものであつた可能性は高いように思われる。

明治二十二年に「御家石橋」が生一に相伝された後、生一家では何度かその上演が試みられたようである。番組などは見出せなかったが、坂元雪鳥「大阪から帰つて」に、「今の左兵衛氏も曾て勤めた事があるとの事だつた」と見

える。また、明治二十五年十一月二十日、東京の芝能楽堂において観世清廉が催した能で〈石橋〉が演じられており、十一月十六日付『国会新聞』は、その〈石橋〉について、「シテ一人にて獅子舞をするが通例なるを、今度のはツレ一人、子方二人、都合四人の獅子舞にて秘曲を尽すものの由なれば嘸ぞ面白き見物なるべし。今其の由縁を聞くに、個は今の清廉氏より九代前の観世太夫(マツ)〔元清〕が紀州侯の御好みに任せ、子方二人を加へて舞ひたる古実に依り今も同家に限り伝はりしものなりとぞ」と報じている。「紀州侯の御好み」とあることが「御家石橋」との関わりを連想させるが、『梅若実日記』十一月二十日条に、「石橋大獅子」として当日の番組に曲名が挙がっていることから、「御家石橋」ではなく、観世流の〈石橋〉の小書「大獅子」による上演であったと見て間違いないであろう。『梅若実日記』によれば、シテを鉄之丞、ツレを六郎、子方を勇次郎と竹世が勤めている。ただし、坂元雪鳥「大阪から帰つて」によれば、瀬本から生一家に「御家石橋」の乱序が相伝された後、「清廉氏と左兵衛氏とで色々相談」が行われ、「南陽獅子」の小書付きの〈石橋〉が出来上がった由が見えるから、この時演じられた〈石橋〉にも、「御家石橋」の譜が部分的に用いられた可能性は否定できない。

その後、大正九年九月二十三日に、大阪生一能楽堂で〈石橋南陽獅子〉（シテ生一正雄）が演じられている。『謡曲界』所載の番組によれば、配役は以下の通りであった。

| | |
|------|--------|
| 生一正雄 | 橋本好一 |
| 石橋 | 田中耕吉 |
| 南陽獅子 | 山上太郎 |
| | 春日市右衛門 |

右の演能について、九月二十一日付『大阪毎日新聞』夕刊に「生一正雄氏の「石橋」南陽獅子は紀州徳川頼宣の作に成れるものにて、是亦稀有の曲なりといふ」と報じられていることから、この時の〈石橋〉が「御家石橋」の復曲

を試みたもので、しかも、その伝承が紀伊藩の元御抱え役者・瀬本三津平から授与された「御家石橋獅子欄序并大橋流太鼓獅子欄序配り」に基づくものであることは確実であろう。もつとも、この時上演された〈石橋南陽獅子〉が、どこまで「御家石橋」の伝承に忠実であったかは疑わしく、生一正雄所演の〈石橋〉について、「紀州獅子を再興した物といふ話であつたけれども」、『御世話筋秘曲』が伝える「御家獅子」の型とは「甚だしく違つてゐた」（能楽史料第一編『御世話筋秘曲』の坂元雪鳥による解題）との証言も残っている。

当日の演能の実際について、その坂元雪鳥が『能楽画報』大正九年十二月号に「大阪から帰つて」と題する詳細な報告記事を執筆しているので、該当箇所を以下に引用しておくたい。

扱石橋は、旧記によると前から台が出る事になつてゐるのに、夫が出ないので、是は屹度色々違つた点が多いだらうと先づ警戒しはじめた。前シテは喝食葛。喝食、箔、水衣、負柴（花を附け）唐団扇持つて出た。旧記には慈童、黒頭とあり負柴は無く、杖つきてもとある。而して襟は白の三襟としてあるが今度は浅黄だつた。型も稀にしか旧記と合する所は無かつた。ワキには珍型があつた。何とかして此橋を渡らばやと思ひ候とかいふ処で、右に持つた扇を立て（短冊の段の筆の通り）左の手と臍の下あたりで組み合わせるのであつた。何といふ型か初めて見る型だつた。

中入後狂言無しで（有る可き筈）直ぐ紅牡丹の台が正面脇座寄りへ出た。面して白牡丹の台は九分間の後に運び出された。是には殆ど愛想が尽きてしまつた。大曲を演ずるには夫れ相当の準備をしてかゝるべきで、旧記には四人の後見の進退迄一々記載してある位だけに、是は又余りなる乱暴不行届きと腹が立つた。台を正面に並ぶるならば其間を七寸離して置く事になつて居るのに、是はピッタリ附けてある。加之薄色牡丹が一株足りない。斯うなつて来ると、何が紀州だといふ氣になつた。然し肝腎の獅子を見ない間は思ひ切つて退場する事も出来ず待

つて居た。

二つの台が出てから又六分間を空費してシテが幕へか、つた。半幕は旧記にもあるが幕を下して打出しを待つ事とせず、乱序打出して幕を下した。其下しやうにも故実の味は見えなかつた。

シテが幕を出た。橋掛りの型と笛の譜とで私は愈此石橋が古い紀州獅子と違つてゐる事を確信した。獅子の段数が同じだつたゞけだといつても宜い位に思つた。キリの型にも旧記にある華やかな型は殆ど全く無かつたといつても宜い。私は甚しく失望した。

右の記事によると、この時の（石橋南陽獅子）は、作り物の扱いやシテの型を中心に、旧記に見える「御家石橋」とは大きく異なるものであつたらしい。おそらく、瀬本から生一に相伝されたのは、太鼓頭附などの囃子方の資料のみで、作り物やシテの型については記載がなかつたのであろう。そのため、紀州獅子を標榜しながらも、不完全な復曲となつたのだと思われる。

むすびにかえて

前掲山中稿に詳述されているように、今回の「御家石橋」の復曲にあたっては、最も年代の古い徳田隣忠の『御世話筋秘曲』をベースとして、乱序の囃子はもちろん、作り物・シテの型についても、出来るだけ資料に忠実に復元することを試みた。「御家石橋」再興を推進した徳川吉宗は「尚々此以後退転無之様に末々役者共取失はぬやうに常に申聞けよ」と隣忠に忠告し、その隣忠は、『御世話筋秘曲』に「御家石橋」の詳細な装束付・囃子付・型付を書き残した。その『御世話筋秘曲』が残されていないければ、「御家石橋」が時空を超えて現代に蘇ることはなかつたであらう。吉宗と隣忠の周到な配慮が、今回の「御家石橋」復曲を可能にした、と言つても過言ではないのである。

注

- (1) 拙稿「丹波猿樂の近世」(『上方能楽史の研究』[平成十七年、和泉書院]参照)。
(2) 関屋俊彦編『新蔵生田文庫蔵書目録并解題』(平成二十一年六月号発行)参照。なお、山崎楽堂「御家石橋」(『謡曲界』第二十六卷八号所収)が引用する小畠文書(『聞書 五』の内)の一節が、以下の文書とほぼ同文。